

# 国立大学財務・経営センター の見直し内容(案)の概要

平成25年12月17日  
文部科学省高等教育局

## 第1. 組織形態の見直し

設立時と比べて業務量が減少していること、本法人全体として裁量の余地のない業務の割合が高くなっていること、さらに現在は管理部門の職員の比率が相対的に高くなっているため、今後は本法人の業務について、他の法人の業務との一体的な実施について検討する。

## 第2. 事務及び事業の見直し

### 1. 施設費貸付事業

公的資金である財政融資資金を財源とする以上、事業内容は国立大学附属病院に求められる病院の機能・役割を満たすものでなければならないが、国が対象事業を選定する際の考え方及び指標は、これらの点を必ずしも明確に確認できるものになっていないため、国は、事業選定の考え方及び指標について見直す。

また、教育再生実行会議の提言を踏まえ、貸付けに当たっては国立大学法人における民間資金の一層の活用について留意する。

### 2. 施設費交付事業

近い将来、十分な事業財源が確保できなくなることも見込まれるため、中長期的視点からその在り方について検討する。

## 第3. 業務全般に関する見直し

1. 具体的かつ定量的な目標を設定する。
2. 内部統制について、更に充実・強化を図る。
3. 運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。
4. 集約化やアウトソーシングの活用などにより、管理部門をスリム化することについて検討することとする。
5. 1から4のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組を着実に実施する。

# 「勧告の方向性」を踏まえた見直し内容(案)のポイント

## 総務省からの指摘のポイント

## 対応の方向性

### < 第1. 組織形態の見直し >

法人の業務が以下の状況となっている。

- ① 設立時と比較し、業務量が減少
- ② 法人に裁量の余地のない業務の割合が高い
- ③ 管理部門の職員の比率が相対的に高い

他の法人との業務の一体的な実施について検討する。

### < 第2. 事務及び事業の見直し >

#### 【施設費貸付事業】

財政融資資金を財源として貸付事業を実施しているが、国が対象事業を選定する際の考え方及び指標は、その事業が国立大学附属病院に求められる病院の機能・役割を満たすものであるか、明確に確認できるものになっていない。

国において、貸付事業の選定の考え方及び指標を見直す。

#### 【施設費交付事業】

事業財源は、旧国立学校特別会計から承継した財源が有限であることや、国立大学法人等が不要財産処分を行った場合に発生する不要財産処分収入であるため、近い将来、十分な事業財源が確保できなくなることが見込まれる。

施設費交付事業の在り方を、中長期的視点から検討する。